

暮らしのお知らせ

市税の納付

納期限までに支払いを

市では、納期限までの税金の納付を推進しています。そのため、口座振替、コンビニ・クレジットカード・ペイジー納付、スマートフォン決済アプリの活用などの納付手段を増やし、利便性の向上に努めています。

また、納期限までに納めなかった人に対しては、督促状や催告書を送付し、納付を促しています。

納付が困難な場合は相談を

病気や失業、事業収益の減少など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限までに納めることが難しい場合は、必ず納期限内に納税課(☎20・1519)に相談してください。日曜開庁日も相談を受け付けています。生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度などもあります。

納期限を過ぎると、年8・7パーセント(納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・4

パーセント(令和4年の場合)の延滞金が発生します。

滞納が続く場合は財産調査を行い、預貯金や給与、不動産、生命保険、自動車などの財産を差し押さえる滞納処分を執行します。

※くわしくは納税課へ。

クレジットカードでの納付

市税などで利用できます

4月から「F・R・E・E・G・I」(https://koukin.f-regi.com/fe/naria.city)を利用したクレジットカード納付ができるようになります。

納付できる種類と問い合わせ先

○市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税：納税課(☎20・1519)
○後期高齢者医療保険料：保険年

金課(☎20・1547)

○介護保険料：介護保険課(☎20・1545)

次の点に注意してください

○3月30日以前に発行された納付書では利用できません

○市役所や金融機関、コンビニエンスストアなどではクレジット

カードでの納付はできません

○領収証書は発行されません。急ぎで納税証明書などが必要な場

合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付し、領収証書の

引き換えを受けてください

○納付金額に応じて利用料の負担があります

※くわしくは市ホームページ

(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0114_00011.html)またはお問い合わせ先へ。

水道・下水道

使用開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みはヴェオリア・ジェネット(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡してください。

業所(☎22・8880)に連絡してください。

同社ホームページ(https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?are

a=06)でも使用開始・中止の申し込みができます。

携帯ウェブサイト

https://www.jenets.jp/mobil

e/index.cgi?area=06



ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻

は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001245)へ

連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0296)、下水道課(☎20・1556)へ。

水道料金の納付

口座振替が便利です

水道料金の支払いには、便利な確実な口座振替をお勧めしています。利用する場合は、次のいずれかの方法で手続きしてください。

○水道料金徴収事務委託先のヴェ

オリア・ジェネット(株)成田営業所(☎22・8880)へ連絡し、

送付される口座振替依頼書に必要な事項を書いて返信用封筒で送

付

○通帳、金融機関の届け出印、お客さま番号が分かる水道料金の

領収書などを持って市内の金融

機関または郵便局へ

※くわしくは水道部業務課(☎22・0296)へ。

春の全国交通安全運動

運転する際は注意して

4月6日(水)～15日(金)は春の全国交通安全運動期間です。交通ルールを守り、思いやりを持った運転を心掛けましょう。

重点目標は次の通りです。

○子どもをはじめとする歩行者の安全確保

○歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上

○自転車の安全確保と交通ルール順守の徹底

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

私立幼稚園の給食副食費

一部を助成します

9月から3月までに私立幼稚園に支払った給食費のうち、主食以外のほかなどの副食費を助成します。

対象は私立幼稚園を利用し、市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている児童の保護者で、次のいずれかに当てはまる人

- 生活保護受給世帯
- 令和3年度市民税所得割額が7万7、101円未満の世帯
- 小学3年生以下の子どものうち第3子以降の子どもが私立幼稚園を利用している世帯
- ファミリーホームまたは里親に委託されている子どものいる世帯

対象となる費用は9～3月分の給食副食費

申請書配布場所は各幼稚園、保育課(市役所2階)、市ホームページ

(<https://www.city.narita.c-hiba.jp/kosodate/page141200.html>)

申請方法は4月28日(木)までに申請書、領収書などの必要書類、印鑑を持って保育課へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

経営所得安定対策

水田・畑作農家の皆さんへ

市では、経営所得安定対策の申請を受け付けています。申請書は農家実行組合長・支部長を経由して送付します。

申請期限は6月30日(木)

受付場所は農政課(市役所4階)、

下総・大栄支所、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター

※くわしくは、制度については農

林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/>)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。

消費者トラブル

18歳になったら注意して

4月から成年年齢が18歳になります。成年になると、親などの法定代理人の同意がない場合でも自分の意思で契約ができるようになりますが、未成年者取消権による契約の取り消しができなくなりま

す。若者をターゲットにしたローン

契約など、悪質商法に注意しましょう。

困ったときは次の相談窓口を利用してください。

内容と問い合わせ先

○契約や買い物での困り事…消費者ホットライン(☎1888)

○貸金業でのトラブル…日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター(☎0570・0511・051)

○生活の安全についての悩み事…警察相談専用電話(☎#9110)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

転入・転出・転居

住所が変わったら手続きを

引っ越しなどで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなど

が必要です。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)なども持ってきてください。

外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

なお、市民課では、毎週日曜日にも各種届け出を受け付けています。※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

行政改革推進計画

市民満足度の向上のために

市では「成田市第5次行政改革大綱」に基づき具体的な行政改革の取り組みを示した「成田市行政改革推進計画(令和4～6年度)」を策定しました。

この計画の実施により、市民満足度を重視した行政サービスの向上と簡素で効率的・効果的な行政経営を進めていきます。

計画は、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page062000.html>)、行政資料室(市役所1階)、市立図書館で閲覧することができます。

※くわしくは行政管理局(☎20・1501)へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

3月1日(火)～15日(火)

2日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 建設水道常任委員会
3日	空港対策・機能強化等推進特別委員会 教育民生常任委員会
4日	経済環境常任委員会 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7日	総務常任委員会
8日	予算特別委員会(～10日)
12日	生涯大学院卒業証書授与式 印旛沼流域の治水対策等に係る連絡会議
15日	成田市ふれあいる一む21修了の会



卒業生へ祝辞を贈る(12日)

臨時特別給付金

住民税非課税世帯などを対象に

市では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、困難な状況に置かれている住民税非課税世帯などの生活を支援するため「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給しています。申請期限を過ぎると給付金を受け取れませんので、早めに手続きしてください。

対象は次のいずれかに当てはまる世帯(世帯全員が、市町村民税均等割が課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合を除く)

- ①世帯全員が令和3年12月10日時点で市に住民記録があり、令和3年度市町村民税均等割が非課税の世帯
②①のうち、令和3年1月2日以降に転入した人または未申告の人がいる世帯
③①②以外で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降に家計が急変し、世帯全員が市町村民税均等割が非課税である世帯と同じ水準となっている世帯

支給額(1世帯当たり)10万円
申請方法

- ①対象世帯に郵送された確認書を同封の返信用封筒で送付
②③世帯主が市役所1階ロビーの特設窓口にある申請書に必要書類を添えて同窓口へ

申請期限
①5月2日(月)(必着)

②③9月30日(金)

支給方法 指定の口座に振り込み
※くわしくは成田市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター(☎0570-666415)または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page0130_00042.html)へ。

ドッグランの利用登録

令和4年度の受け付けを開始

広沼街区公園(ウイング土屋内にあるドッグラン)の令和4年度の利用登録を受け付けています。

登録方法 公園緑地課(市役所5階)または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0146_00002.html)によるオンライン

利用登録申請書兼誓約書、愛犬のカラー写真(4x3センチメートル)2枚、鑑札、狂犬病予防注射済票(申請日の1年以内)に注射したことが証明できる物)を持って同課へ

使用料 無料
※くわしくは同課(☎20-1562)へ。

幼児教育・保育の無償化

利用料の一部を支給

市では、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている児童の保護者に対し、利用料の一部を支給しています。

対象となる利用料 1~3月分の利用料

請求書配布場所 保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html)

申請方法 4月28日(木)当日消印有効)までに、請求書、領収書、提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286-8585 花崎町760)へ。

窓口で申請する場合は印鑑を持ってきてください

※くわしくは同課(☎20-1607)へ。

合併処理浄化槽

設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。

今年度から、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えを行う場合に加え、合併処理浄化槽の設置工事と同時に単独処理浄化槽を雨水貯留施設として再利用する場合にも、撤去工事費などの補助が受けられるようになります。補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に相談してください。

また、毎年の維持管理に係る費用への補助もあります。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1553)へ。

成田空港の更なる機能強化

内窓設置工事で騒音対策を

市では、成田空港の更なる機能強化に伴う夜間の騒音対策として、寝室への内窓設置工事の申請を受け付けています。

また、内窓設置工事の対象である寝室の壁や天井に防音工事をしていない場合は、追加で工事がかかります。原則として自己負担はありません。

内窓効果体験住宅の見学

成田国際空港(株)では、内窓の防音効果が体験できる住宅(西大須賀1775-1)を設けています。見学を希望する人は、同社(☎0570-000955)へ申し込んでください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受け付けを一時的に中止する場合があります。

防音工事の申請

市では、内窓設置工事のほか、騒防法第一種区域や、その外側の隣接区域で受けられる防音工事の申請を受け付けています。

※防音工事には対象区域などの要件があります。くわしくは空港対策課(☎20-1552)へ。